

平成28年第2回

智頭町議会臨時会会議録

平成28年5月27日 開会

平成28年5月27日 閉会

智頭町議会

## 第2回智頭町議会臨時会会議録

平成28年5月27日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第48号 専決処分について
- 第 5. 議案第49号 専決処分について
- 第 6. 議案第50号 専決処分について
- 第 7. 議案第51号 専決処分について
- 第 8. 議案第52号 専決処分について
- 第 9. 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 第10. 議案第54号 物品購入契約の締結について
- 第11. 閉会中の継続調査の申し出について

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第48号 専決処分について
- 第 5. 議案第49号 専決処分について
- 第 6. 議案第50号 専決処分について
- 第 7. 議案第51号 専決処分について
- 第 8. 議案第52号 専決処分について
- 第 9. 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 第10. 議案第54号 物品購入契約の締結について
- 第11. 閉会中の継続調査の申し出について

### 1. 会議に出席した議員（11名）

1番 高橋達也

2番 大藤克紀

3番 岩本 富美男	4番 中野 ゆかり
5番 平尾 節世	6番 谷口 雅人
7番 岸本 眞一郎	8番 欠員
9番 徳永 英太郎	10番 石谷 政輝
11番 大河原 昭洋	12番 酒本 敏興

1. 会議に欠席した議員 なし

1. 会議に出席した説明員（6名）

町	長	寺谷 誠一郎
教 育	長	長石 彰祐
総 務 課	長	葉狩 一樹
税 務 住 民 課	長	矢部 整
教 育 課	長	西沖 和己
福 祉 課	長	國政 昭子

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局 長	寺坂 英之
書 記	塚越 奈緒子

開 会 午前11時00分

開 会 あ い さ つ

○議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第2回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、岸本眞一郎議員、9番、徳永英太郎議員を指名します。

## 日程第2．会期の決定

○議長（酒本敏興） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

## 日程第3．諸般の報告

○議長（酒本敏興） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成28年3月分から平成28年4月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配布しておりますのでご了承ください。

次に、鳥取県町村監査委員協議会定期総会が、去る4月19日に開催され、「監査機能の充実と監査体制の強化等に関する決議」が採択され、当議会に送付されております。

次に、お手元に配布のとおり、議員派遣並びに議員派遣についての結果報告書が提出されておりますのでご報告いたします。

次に、今臨時会の説明員につきましては、5月25日付をもって町長及び教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静については、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧頂き、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お

手元に写しを配布しておりますのでご承知ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第48号から日程第10．議案第54号まで 7案一括  
上程

○議長（酒本敏興） 日程第4、議案第48号 専決処分についてから、日程第10、議案第54号 物品購入契約の締結についてまでの7議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第2回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございました。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

まず、議案第48号から議案第52号までは、専決処分についてです。

議案第48号 平成27年度智頭町一般会計補正予算第7号につきましては、交付税及び前年度繰越金の決算に伴い、財政調整基金繰入金1億円を減額し、新たに財政調整基金に1億5,000万円、まちづくり振興基金に6,000万円を、それぞれ積み立てるものです。

議案第49号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条文の整備を行うものです。

議案第50号 智頭町税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、三輪以上の軽自動車取得者に対する軽自動車税の環境性能割導入などについて、条文の整備を行うものです。

議案第51号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、基金残高の状況を勘案し、安定的な国民健康保険事業の運営を維持するため、税率の見直しを行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げなどを行うものです。

議案第52号 智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、条例

の失効期限を平成33年3月31日まで5年間延長するものです。

議案第53号 工事請負契約の締結につきましては、智頭町立保育園新築工事に係る工事請負契約の締結について、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 物品購入契約の締結につきましては、智頭町立保育園新築工事に伴う木材料の購入について、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものであります。

以上、本臨時議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（酒本敏興） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第4、議案第48号 専決処分についてから、日程第10、議案第54号 物品購入契約の締結についてまでの7議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

議案第48号 専決処分についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） お手元に配布いたしております専決処分書、補正予算の関係でございます。これをご覧いただきたいと思っております。

議案第48号 専決処分について。1ページをご覧いただきたいと思っております。

平成27年度智頭町一般会計補正予算（第7号）であります。平成28年3月25日付で専決処分をしております。歳入歳出それぞれ、2億1,000万円を追加するものでございます。

それでは、8ページ及び9ページをご覧いただきたいと思っております。まず8ページでございます。まちづくり振興基金の積立金、これに6,000万円。それから、財政調整基金の積み立てに1億5,000万円、それぞれ措置をいたしております。

次に、民生費から9ページの土木費までにつきましては、それぞれ財源の組み替えを行っております。この補正に伴います財源につきましては、5ページに歳

入の総括をあげておりますが、交付税、繰越金及び地方債をもって措置をいたしてしております。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

議案第49号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 議案書のほうをご覧いただきたいと思います。

1ページと2ページでございます。

議案第49号 専決処分について。これは、2ページのとおり、智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正をすることについてでございます。平成28年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

それでは、説明資料の1ページと議案については3ページでございますが、この改正は、地方税法等が改正されたことにあわせて、条例附則の適用区分について、行政不服審査法の施行に伴う所要の規定の整備を行うものであります。なお、施行期日は、平成28年4月1日であります。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

議案第50号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 議案の4ページ及び5ページをご覧ください。

議案第50号 専決処分について。これは、智頭町税条例の一部を改正することにつきまして、平成28年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、議案説明資料概要の2ページをご覧ください。また、議案につきましては、6ページからをご覧いただきたいと思います。この改正は、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

議案7ページの第34条の4は、町民法人税割の税率見直しに伴うものでありますが、法人税割を9.7%から6%に引き下げるものであります。

次に、22ページの附則第6条につきましては、医療費控除の特例の整備であります。これは特定一般用医薬品の医療費控除特例導入にあわせまして、町民税においても医療費控除の特例として適用するものでございます。

ページが前後して申し訳ございませんが、14ページをご覧いただきたいと思っております。この14ページの第80条から21ページの91条にかけては、自動車取得税を廃止し、三輪以上の軽自動車取得者に対する環境性能割が創設されたこと、また現行の軽自動車税が種別割に名称変更されたことにあわせまして、環境性能割の税率等についての規定を新設するものなど、それぞれ所要の規定を整備するものであります。あわせまして、23ページの附則でございますけれども、附則第15条の2から15条の5にかけての規定は、環境性能割の賦課徴収に係る事務を、当分の間、県知事が行うことなどについての規定を整備するものであり、また24ページの附則第15条の6につきましては、環境性能割の税率の特例について規定をするものであります。

同じく、24ページの附則第16条は、グリーン化特例の適用期限が1年間延長されたことにあわせまして、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車につきまして、その環境性能に応じて、平成29年度分に限り軽減を行うことなどについて、所要の規定を整備するものであります。

その他につきましては、地方税法等の改正に伴いまして、所要の規定の整備を行うものでございます。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

議案第51号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 議案の32ページをご覧いただきたいと思いません。

議案第51号 専決処分について。これは、33ページに書いてありますとお



り、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、平成28年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

それでは、議案説明資料概要の3ページをご覧ください。議案につきましては、34ページからとなっております。この改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行ったものでありますとともに、基金残高の減少などの影響を勘案しまして、安定的な国民健康保険事業の運営を維持するため、国民健康保険税の税率改正を行ったものであります。

まず、法施行令の改正に伴うものにつきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円から19万円に、それぞれ引き上げるものであります。なお、この結果としまして、合計課税限度額は85万円から89万円に4万円の引き上げとなります。

また、低所得世帯の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを、それぞれ行うものであります。

次に、国民健康保険税の税率改正につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、それぞれに係ります所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ引き上げるものであります。

また、税率改正に伴いまして、税の7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の均等割額、平等割額からそれぞれ減額する額の改正を行うものであります。

なお、施行日は平成28年4月1日であります。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

議案第52号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 失礼します。議案の41ページ及び42ページをご覧ください。

議案第52号 専決処分について。これは、智頭町過疎地域における固定資

産税の課税免除に係る条例の一部を改正することにつきまして、平成28年3月25日付で専決処分を行ったものであります。

この改正は、過疎地域自立特別措置法の失効期限を平成33年3月末まで5年間延長する一部改正が施行されたことにあわせて、条例の失効期限も平成33年3月31日まで延長するものであります。

なお、施行期日は、公布の日からとしております。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

議案第53号 工事請負契約の締結についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の44ページをご覧いただきたいと思います。

議案第53号 工事請負契約の締結について。

1、工事名 智頭町立保育園新築工事。2、工事場所 智頭町大字智頭1032番地1。3、契約金額 6億8,580万円。4、契約の相手方 智頭町立保育園新築工事大和・懸樋・田中工業特定建設工事共同企業体 代表者 鳥取市天神町5番地の2 大和建设株式会社 取締役社長 由宇正実。5、契約の方法 一般競争入札。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回の入札は、業者が1社しかなかったということですが、今回のこの入札に関しての入札資格というのはどういうものだったのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 4月26日付で入札公告を行いました。その中に、入札資格に関する事項を設けてございます。それぞれ、東部地区におきましては、1,800平米以上の木造工事の新築の実績がある業者、あるいは共同企業体の業者、こういった点、あるいは県の事例を参考にいたしまして、4月26日現在における最新の建築工事の総合評点値、これが1,200点以上であ

る、こういった項目を設けて公示したところでございます。

結果においては、ご承知のとおり、1社のみの応札となったわけでありまして、以上です。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） この入札資格が公示されて、大体この東部管内くらいでその資格が何社くらいあったんでしょうか。それはわかりませんか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） J Vにおきましては、東部地区のJ V業者におきましては、頭になる対象企業というのは2社。さらに、その公示項目の中には、いわゆるゼネコン業者も含んでおりました。ただし、そのゼネコン業者におきましては、東部地区に支所、営業所、そういった会社を設けておる業者ということで、大体10社あまり鳥取市内に営業所を設けておる業者があったわけでございます。以上です。

○議長（酒本敏興） そのほか、ありませんか。

10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） ここの落札のことじゃないんですけど、この工期の部分ですね、この部分を工期内で本当に速やかに終わることができるのかなというようなことが、非常に今、懸念されている部分であると。そのへんの部分についてはいかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 新築工事におきましては、ご案内のように28年度内に完成を図るということで、担当課といたしましても、それぞれの項目別の基礎工事からかけまして外構に至るまで、工程表にのっとり監督員を初めとして完成を目指そうと努めるものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者 あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

議案第54号 物品購入契約の締結についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の45ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第54号 物品購入契約の締結について。

1、物品名、智頭町立保育園新築工事に伴う木材料。2、契約の相手方、八頭郡智頭町大字智頭2081番地4、智頭町森林組合 代表理事組合長 寺坂安雄。3、契約金額、5,907万6,000円。4、契約の方法、指名競争入札。以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 今回のその保育園も、中学校と同じように木材を町が提供するという方式だと思うんですが、中学校の時には、確か町のほうが丸太の確保ですね、そういうことをやって業者に加工ということをお願いした木材調達だったと思うんですが、今回の契約は、この丸太の調達というのは業者がして、加工して柱にしたその金額がこれだということなんでしょうか。そこらへんはどうなんでしょう。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 設計の中に加工も含めたところで、様々な種類寸法というものが明記されております。したがって、その設計書にもとづいて納品していただくと。加工も含めたところで納品いただくということの内容となっております。以上です。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） ですから、この丸太の調達も、今度は業者がみずから調達して材にするという方式になるんでしょうか。そのあたりちょっと確認させてください。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 丸太におきましても、業者のほうで規格品、設計の中に謳われておる規格寸法のことを調達するということでもあります。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 以前は、町産材を利用するということを実際にするために、町がみずから丸太を調達したという経緯があったと思うんですね。

今度は、丸太の調達は業者に任せるということになるので、町内産丸太という部分が本当に担保できるのかという疑問もあるんですが、そこらへんはどうするん

でしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） ご案内のように、かねてから地元智頭材を活用すると、地域振興を図るものであるということは説明させてもらってきたとおりでございます。

そこで、では智頭町から出荷された材をどのように証明するかということでありまして、市場からの出荷証明、あるいはそれを突き止めるうえでは生産者からの伐採届、荷受けの段階でそれらを確認した書類にもとづいて、請負業者であります森林組合が責任を持つということで対応してまいるように考えております。

○議長（酒本敏興） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 当然、これから丸太の調達と工程表にも謳われてますので、今言ったように、落札した森林組合が丸太を調達して、それが地元産材だと市場から証明されたものをきちんとするということで、それに対して当然監督というかね、それは当然教育委員会がしっかりやっていって、この材が確かに町内産材ですよということを確認するという、そういう仕組みになっているということですか。

○議長（酒本敏興） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） そのように町としても確認方法をとるようにはしております。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時34分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案48号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第48号 専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第49号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第49号 専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第50号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第50号 専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7、議案第51号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第51号 専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8、議案第52号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第52号 専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9、議案第53号 工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第53号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第54号 物品購入契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第54号 物品購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長(酒本敏興) 日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前11時40分



地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成28年5月27日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎

智頭町議会議員 徳 永 英 太 郎